



令和 5 年度実施 西尾市任期付職員（弁護士）募集案内

◆ 申込受付期間 令和 5 年 9 月 13 日（水）～ 11 月 13 日（月）

◆ 任 期 令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

西尾市では、多様化する法律問題に対応し、市民サービスのさらなる向上を図るため、弁護士資格を有し、高度な専門的知識を行政分野で発揮できるかたを任期付職員として募集します

採用時期は
相談に応じます

任期は 5 年の
範囲内で更新
する場合が
あります

1 職種、採用予定人数、受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
弁護士	1 人	弁護士資格を有し、弁護士名簿に登録されているかたで、かつ申込日時点で弁護士としての実務経験を有すること

< 受験資格に関する注意事項 >

- ① 最終合格発表後、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合及び申込書の記載事項等に不正があった場合は、合格を取り消す場合があります。
- ② 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2) 地方公務員法第 16 条に定められている上記以外の欠格条項に該当する人
- ③ 外国籍の人で永住者又は特別永住者の在留資格を有する人は受験することができます。ただし、採用後の任用については一部制限があります。
- ④ 実務経験とは、常勤勤務者（正規職員又は正規職員と同じ勤務時間の人）として 6 か月以上継続して職務に従事した期間が該当します。

2 申込手続

提出書類	1 エントリーシート【受験申込書】 2 職務経歴等報告書兼自己 PR シート <u>必ず指定様式を使用し、A4印刷したものを提出してください。職務経歴等報告書兼自己 PR シートについては両面印刷してください。</u> 3 弁護士名簿に登録されていることを証明する書類の写し (所属の弁護士会又は日本弁護士連合会が発行する証明書等)
受付期間	令和5年9月13日(水)から令和5年11月13日(月)まで
申込方法	郵送 ※簡易書留など確実な方法で郵送してください。
申込先	〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地 西尾市役所人事課人事担当 ※「エントリーシート【受験申込書】在中」と朱書きしてください

※受付期間終了後の申込みはいかなる理由があっても認められません。また、提出書類はお返ししません。

3 試験内容

区分	試験日時	試験会場	結果通知
書類選考	—	—	11月下旬頃
面接試験	令和5年12月上旬	西尾市役所	12月中旬頃

※選考の結果は、合格、不合格に関わらず郵送で通知します。また、書類選考合格者には、受験票及び案内をあわせて郵送します。

4 勤務条件等

(1) 身分・任期

特定任期付職員としての採用となります。

任期は令和6年2月1日から令和9年3月31日を予定していますが、採用者との相談により、変更する場合があります。任期の期間は、本人の同意により、5年を超えない範囲で更新することができます。

(2) 給与等

給与は「西尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき支給されます。また、給与等は人事院勧告等に基づく条例改正により変動する場合があります。

【給与】

区分	給料月額	備考
4号給	586,300円	地域手当を含む

【諸手当】

通勤手当、期末手当、退職手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

※勤勉手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等は支給されません。

※全職員を対象とした定期健診など、種々の健康管理制度があります。また、互助会への加入により病気やけがなどに対して、給付や手当金が受けられます。

※弁護士会の会費等は、自己負担となります。

(3) 勤務時間、休日、休暇等

勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇、夏季休暇・忌引休暇などの特別休暇

5 主な職務内容

- (1) 市職員からの法律相談（日常業務・例規等の運用における法的助言・指導）に関する業務
- (2) 政策法務の推進（職員の政策法務能力の向上、人材育成）に関する業務
- (3) 例規審査、法令等の適合性チェックに関する業務
- (4) 各委員会、審査会に関する業務（情報公開・個人情報保護、公平、固定資産評価審査、行政不服審査）
- (5) 紛争、不当要求行為、諸問題等の予防及び解決に関する業務
- (6) 訴訟に関する業務
- (7) その他個別支援業務（危機管理、コンプライアンス、債権管理等）

6 その他

任用期間中は地方公務員法の服務に関する規定が適用となり、営利企業等の従事が制限されますので、現在行っている弁護士としての業務については、停止していただきます。（弁護士会への登録は継続してください。）

【問合先】西尾市役所 人事課 人事担当

〒445-8501 西尾市寄住町下田 2 2 番地

T E L 0563-65-2152（直通） E-mail jinji@city.nishio.lg.jp

西尾市公式 HP

西尾市職員採用

検索



市ホームページ